

入札説明書（工事）

世田谷区建設工事に係る本件競争入札については、関係法令に定めるもののほか、公告文及びこの入札説明書によるものとします。

※本案件は、電子契約対象案件です。

電子の契約書を希望する場合は、電子契約サービス利用申出書を開札日の翌営業日までに提出してください。提出がない場合、紙の契約書となります。詳しくは、「[電子契約サービスの導入について](#)」をご確認ください。

※資格確認結果通知書の受領後、入札に参加できなくなった場合には、必ず電子入札サービス上で辞退の手続きをしてください。また、その際、辞退理由をご記入いただきますようお願いいたします。不参の場合や辞退理由の記入がない場合には、確認のため、開札後にご連絡させていただくことがありますので、ご承知おきください。

1 発注図書受領

電子入札サービス上で必ずすべてを受領し、「発注図書等受領案件」画面でステータスが『未受領』から『受領済』に変わったことを確認してください。すべて受領しないと自治体側画面で『受領済』が確認できません。受領が確認できない場合は、その者の入札書を無効とする場合がございます（ただし、CD、紙渡し等電子入札サービス上で発注図書を配布しない場合は除く）。

2 現場代理人

本工事を受注した者は、現場代理人を工事現場に常駐で配置してください。

※現場代理人と技術者は兼任することができます。

【現場代理人の常駐義務緩和について】

一定の要件を満たす場合は、常駐を要しない期間や、兼任できる工事があります。

兼任を希望する場合は、[世田谷区工事請負契約における現場代理人の兼任に関する基準](#)の要件を確認のうえ、落札後、契約書等の提出時に、「現場代理人兼任届（区指定の様式）」を一緒に提出してください。

3 配置予定技術者

本工事を受注した者は、以下の点に留意し必要な技術者を配置してください。

- ① 請負金額 **4500万円**（建築一式工事は **9000万円**）以上の場合、主任技術者又は監理技術者を 当該工事現場へ専任で配置しなければならない。ただし、一定の要件を満たす場合は兼務による配置を可とする。詳細は、[世田谷区工事請負契約における建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用に係る運用基準](#)を確認すること。（営業所専任技術者は一定の要件を満たす場合のみ配置を可とする。詳しくは[世田谷区工事請負契約における建設業法第26条の5の規定の規定に係る運用基準](#)を参照。）

落札制限なし、1億円未満

- ② 5000万円（建築工事業の場合は8000万円）以上を下請契約する場合、当該工事現場に監理技術者を配置しなければならない。
- ③ 配置予定技術者は、入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上雇用しているものであること。

●資格確認申請時

電子入札サービスの一般競争入札参加資格確認申請書に配置予定技術者を入力し、提出してください。

- ① 配置予定技術者を主任技術者とする場合、技術者氏名のみ入力すること。
- ② 配置予定技術者を監理技術者とする場合、氏名及び監理技術者資格者証の交付番号を入力すること（頭ゼロ省略不可）。
- ③ 配置を予定する技術者が、建設業法26条第3項ただし書の規定の適用により、他工事と兼務を予定する場合は、[監理技術者及び主任技術者の専任義務の緩和について（世田谷区ホームページ＞契約・入札情報＞契約制度等（工事） 監理技術者及び主任技術者の専任義務の緩和について）](#)をご確認ください。

4 質疑応答

電子調達サービス（電子入札）で行います。

※紙（質疑応答書）やFAX等による質疑応答は、原則として行いません。

※自社が質問を提出していなくても、他社が質問を提出していることがあります。必ず公告文記載の回答供覧開始予定日時後に回答状況を確認したうえで、入札書を提出してください。

※質疑を添付ファイルで行う場合は、ファイル形式はエクセル又はワードを使用してください。

5 入札参加の停止

指名を受けた者であっても、指名停止となった者、入札参加除外措置を受けた者は入札に参加できません。

5-2 関係会社の取り扱い

関係会社について、入札参加は一案件につき一者に限ります。また、落札制限対象案件の落札は、関係会社全体で1件とします。組合での入札参加の場合、その構成員は同一案件及び同日開札における落札制限対象の案件には参加できないものとします。

6 入札の無効

上記5により入札に参加できない者となった場合は、入札書を提出していても、開札時にその入札書を無効とします。

7 入札参加者心得

入札参加者は、[入札参加者心得](#)を遵守しなければなりません。必ず内容を確認してくださ

い。

7-2 契約約款（契約条項）

本件の契約には、工事請負契約約款を適用します。

[（世田谷区ホームページ>契約・入札情報>契約制度等>契約約款（契約条項）をご覧ください。）](#)

8 入札方法及び入札金額

（1）入札書の提出は、必ず電子調達サービス（電子入札）で行わなければなりません。持参や郵送その他電子調達サービス以外による提出は認められません。

① 入札書には総価を入力してください。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100分の10** に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の **110分の100** に相当する金額を入札金額として入力してください。

（2）最低制限価格の設定がある場合、最低制限価格を下回る額の入札者は落札者となりません。

9 内訳書

入札金額の内訳書を記載した書類（以下、内訳書）を提出してください。

（1）内訳書の内容及び形式

① 予定価格5000万円未満の工事

発注図書として添付した様式（エクセルデータ）に必要事項を記載したものを「内訳書」とします。

② 予定価格5000万円以上の工事

発注図書として添付した **①内訳書鑑様式（エクセルデータ）及び②参考内訳書**又はこれに準ずるものに設計数量、単位及び単価などの必要事項を記載したものを「内訳書」とします。

（2）提出期限・方法

入札書の添付データとして提出してください。

開札時に一旦保留し、内訳書の内容確認後、落札決定します。

※落札候補者には「事後審査通知書」が、落札候補者以外の入札参加者には「保留通知書」が発行されます。

※提出期限までに内訳書が提出されないとき又は提出された内訳書に不備があるときは、その入札書を無効とすることがあります。その場合は、次順位者の内訳書を同様に確認し落札決定します。

※「入札金額の内訳書の提出に関する取扱」を必ず確認して入札にご参加ください。

※電子入札システムで発送される通知の種類等については、下記コールセンターへお問い合わせください。

1 0 契約保証金

- ・世田谷区契約事務規則第46条第2項の各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する旨を、契約締結時に告知します。

※契約保証金の納付が必要な案件において、契約保証金の納付に代えて世田谷区を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合の保険方式は、必ず「定額てん補」としてください。

- ・世田谷区契約事務規則第46条第2項5号に基づき契約保証金を免除するのは、契約金額（税込）が建築工事については契約金額（税込）が1000万円未満、その他の業種に係る工事については300万円未満の案件です。契約金額（税込）が当該金額以上であるときは、契約金額の10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の納付が必要です。
- ・電子契約の場合は電子保証の利用が可能です。電子保証を利用される場合は、保証事業会社または保険会社により発行される「電子保証証書を発注者がダウンロードするために必要となる認証キーが書かれた書面」をご提出ください。

1 0－2 契約変更に伴う契約保証金の増額請求等

・契約保証金の納付を請求した案件

契約締結後に契約金額の増額を伴う変更をする場合は、増額変更金額（増額幅）に対する10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の増額を請求することがあります。

・契約保証金の納付を免除した案件

当初契約時に契約保証金の納付を免除した案件であっても、契約金額の増額を伴う変更の結果、変更後の契約金額（税込）が建築工事は1000万円以上、建築工事以外の工事は300万円以上となる場合は、変更後契約金額（総額）に対する10分の1の額（1円未満の端数切上げ）の契約保証金の納付を請求することがあります。

※契約保証金の納付に代えて世田谷区を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合は、保証金額の増額を請求します。また、契約金額の増額有無にかかわらず、工期延伸を伴う変更をする場合は保証期間の延長を求めます。

1 1 公共工事前払金の請求

公共工事前払金の請求には、区指定の様式を使用してください。紙保証の場合は保証証書、保証証書の写し、保証約款を提出してください。また、電子契約の場合は、電子保証も可能です。その場合は電子保証（認証キー）発行完了のお知らせを提出してください。

<前払金>

対 象：契約金額200万円を超える工事請負契約

提出物：〔紙保証〕前払金請求書、前払金保証証書、前払金保証証書（写）、前払金保証約款
〔電子保証〕前払金請求書、電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ

提出先：教育総務課経理係（東棟6階604番窓口）

請求額：契約金額の40%以内、上限5億円、10万円未満切り捨て

落札制限なし、1億円未満

その他：工期延伸を伴う契約変更をする場合は保証会社へ工期が変わる旨、通知してください。

<中間前払金>

対 象：前払金を受けた工事請負契約について、その進捗が当該工事全体の2分の1を超えたと認められるもの

提出物：〔紙保証の場合〕中間前払金請求書、中間前払金保証証書、中間前払金保証証書（写）、前払金保証契約約款

〔電子保証の場合〕中間前払金請求書、電子保証（認証キー）発行完了のお知らせ

提出先：教育総務課経理係（東棟6階604番窓口）

請求額：契約金額の20%以内、上限2億5千万円、10万円未満切り捨て

その他：①請求にあたっては、事前に監督員の認定を受ける必要があります。

②先に部分払い及び一部しゅん工に係る支払いを受けた場合は、その後に中間前払金を請求することはできません。

③工期延伸を伴う契約変更をする場合は保証会社へ工期が変わる旨、通知してください。

1.2 契約書類の受け取り

紙の契約書類については、入札参加資格登録上の所在地に郵送させていただきます。不都合がある場合は、落札決定後、契約担当部署までご連絡ください。

1.3 契約予定日

開札日の翌営業日を予定しています。

1.4 指名停止措置

落札後の辞退や契約違反は指名停止措置の対象となります。詳しくは[世田谷区指名停止基準](#)をご確認ください。また、落札後から契約締結日より前までの間に指名停止となった場合は契約を締結しません。

【問い合わせ先】

《電子入札の内容等に関すること》

世田谷区教育政策・生涯学習部教育総務課経理係

TEL（5432）2655

《操作手順やパソコンの設定等に関すること》

e-Tokyoコールセンター TEL 0570（05）1090

受付時間：祝祭日を除く月曜日～金曜日 8：30～17：15